

令和6年6月定例会  
商工建設常任委員会会議録  
令和6年6月19日～20日

場 所 第5委員会室



令和6年6月19日(水曜日)

出席委員(8人)

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正  
予算(第1号)

○議案第2号 令和6年度宮崎県えびの高原ス  
ポーツレクリエーション施設特  
別会計補正予算(第1号)

○議案第3号 令和6年度宮崎県営国民宿舎特  
別会計補正予算(第1号)

○議案第6号 宮崎県港湾管理条例の一部を改  
正する条例

○議案第13号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- ・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

- ・宮崎県信用保証協会が行う求償権の放棄等の承認について
- ・「先端技術産業に係る実態把握調査」の結果について
- ・令和5年度の企業立地の状況について
- ・次期指定管理候補者の選定について(宮崎県建設技術センター)
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について
- ・高千穂通りにおける回遊性と魅力の向上について
- ・建築基準法に基づく中間検査について
- ・高速道路等の整備状況と主な課題について

○閉会中の継続審査について

委 員 長	日 高 利 夫
副 委 員 長	今 村 光 雄
委 員	外 山 衛
委 員	日 高 陽 一
委 員	山 下 寿
委 員	安 田 厚 生
委 員	本 田 利 弘
委 員	松 本 哲 也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	川 北 正 文
商工観光労働部次長	柏 田 学
企業立地推進局長兼 企業立地課長	児 玉 洋 一
観光経済交流局長	佐 野 晃 浩
部参事兼商工政策課長	塩 田 康 一
経営金融支援室長	酒 匂 晋 也
企業振興課長	鍋 島 宏 三
食品・メディカル 産業推進室長	井 上 裕 二
雇用労働政策課長	湯 浅 聡
観光推進課長	北 薊 武 彦
スポーツランド推進課長	渡 邊 陽 生
国際・経済交流課長	児 玉 利 文
工業技術センター所長	福 山 旭
食品開発センター所長	平 川 良 子
県立産業技術専門校長	大 衛 正 直

県土整備部

県土整備部長	桑 畑 正 仁
県土整備部次長 (総括)	井 上 大 輔
県土整備部次長	

(道路・河川・港湾担当)	松山英雄
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	中原学
高速道対策局長	栗山健作
管理課長	鬼塚保行
用地対策課長	前村敦子
技術企画課長	植村幸治
工事検査課長	児玉広文
道路建設課長	田中智也
道路保全課長	椎葉倫男
河川課長	和田安生
ダム対策監	山下修
砂防課長	小倉浩嗣
港湾課長	岩切靖考
空港・ポート セールス対策監	岡部章
都市計画課長	松田豪紀
美しい宮崎づくり 推進室長	村岡昭彦
建築住宅課長	松田真二
営繕課長	下温湯盛久
設備室長	久保田昌信
高速道対策局次長	岩切道雄

事務局職員出席者

議事課主査	岩下恵美
総務課主任主事	徳永采香

○日高委員長 それでは、ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○川北商工観光労働部長 それでは、本委員会で御審議をいただきます商工観光労働部所管の議案等につきまして概要を御説明させていただきます。

商工建設常任委員会資料の2ページの目次をお願いいたします。

まず、1の予算議案でございます。

議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」では、物価高騰の影響を受けるものづくり企業への支援や半導体関連企業の本県への誘致を加速させることなどを目的に予算を計上するものでございます。

議案第2号及び第3号の特別会計補正予算(第1号)では、えびの高原スポーツレクリエーション施設及び県営国民宿舎えびの高原荘、高千穂荘の緊急補修に伴う予算を計上するものでございます。

次に、2の報告事項でございますが、令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について報告させていただきます。

最後に、3、その他報告事項といたしまして、宮崎県信用保証協会が行う求償権の放棄等の承認ほか2件について御報告をさせていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。

商工観光労働部の補正予算額について、表に

まとめております。

一般会計の補正額は、表の2段目、一般会計の行、左から2列目の欄にありますとおり、2億2,361万4,000円の増額でございます。

また、特別会計の補正額は、表の下から3段目、特別会計の行、左から2列目の欄にありますとおり、4,211万4,000円の増額でございます。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた商工観光労働部全体の補正額は、表の1段目、商工観光労働部の行、左から2列目の欄にありますとおり、2億6,572万8,000円の増額となり、補正前の額493億7,545万1,000円に今回の補正額を足した補正後の額は496億4,117万9,000円となります。

議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、担当局長及び担当課長、担当室長から御説明をさせていただきます。

**○日高委員長** では、次に議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○鍋島企業振興課長** 当課の補正予算につきまして御説明いたします。

商工建設常任委員会資料4ページを御覧ください。

当課の補正額は表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり、1億3,150万円の増額をお願いしております。

この結果、右から3列目、補正後の額は15億6,056万7,000円となります。

その内容につきまして御説明いたします。5ページを御覧ください。

表の左から3列目、(事項)産業集積対策費、補正額1億3,150万円の増額であります。これは、説明及び事業名の欄にありますとおり、物価高

騰対策に伴う補正となります。

順に説明してまいります。6ページを御覧ください。

まず、「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」であります。予算額は1億円、財源は国庫・重点交付金となります。

事業の目的であります。電力や燃油などのエネルギーをはじめ、物価高騰の打撃を受けている県内ものづくり企業に対して、省力化や自動化などの取組を後押しし、その影響を緩和しようとする事業であります。

これまで、昨年6月補正で2億円、11月補正で3億円の追加をお願いし、11月補正分につきましては、今年度への繰越しを御承認いただいておりますが、今年4月に公表されました企業動向調査におきまして、1～3月期の製造業の業況が悪化しているため、今回改めてお願いしているところであります。

事業の概要であります。県内に事業所を有する企業が行う省エネルギー、省コスト化につながる設備改修や、生産ラインの自動化といった生産プロセスの改善のほか、将来を見据え、事業の新展開に向けて設備改修する場合につきましても、支援の対象としております。補助率は2分の1以内、2,000万円を上限とし、県が企業へ直接補助いたします。

成果指標につきましては、支援企業の付加価値額、年率3%以上増加する企業数を3社以上としており、事業の期間は令和6年度のみとなります。

続きまして、7ページを御覧ください。

「特別高圧電気料金激変緩和事業」であります。予算額は3,150万円、財源は国庫・重点交付金となります。

事業の目的であります。8ページを御覧ください。

ださい。

ここに、国の電気料金激変緩和対策についてまとめております。

電気の需要は、主に一般家庭が利用する低圧電力、工場やオフィスビルなどが利用する高圧電力、大規模な工場やショッピングモールが利用する特別高圧電力に分けられます。

このうち、低圧及び高圧電力につきましては、国が直接電力会社に措置することで電気料金の負担を軽減しておりますが、特別高圧電力を受電する中小企業者等への対応については、各都道府県に委ねております。

7ページにお戻りください。

事業の概要であります。本県では昨年6月に令和5年1月から9月分までを、同じく11月には10月から今年4月分までの予算措置を行っておりますが、国が措置期間を5月使用分までとしたことから、それに併せて今回お願いするものであります。

事業の内容であります。県内に事業所を有し、特別高圧電力を受電する中小企業に対しまして、国の高圧電力契約の例に準じ、5月使用分の総量が100万キロワットアワーまでは1キロワットアワー当たり0.9円、それを超える分につきましては、半分の0.45円以内として支援いたします。

成果指標につきましては、支援を希望する中小企業への支給率100%としており、事業期間につきましては令和6年度のみとなります。

**○児玉企業立地課長** 当課の6月補正予算について御説明いたします。常任委員会資料9ページを御覧ください。

当課の補正額は、表の左から3列目、補正額の欄にございますとおり、5,000万円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目、補正後の額が9億3,196万4,000円となります。

10ページを御覧ください。

補正の内容につきましては、表の左から3列目の(事項)企業立地基盤整備等対策費の5,000万円の増額で、説明及び事業名欄にありますとおり、半導体関連企業の誘致の緊急対策に伴う補正となります。

事業の内容につきましては、11ページで御説明いたします。

新規事業「半導体関連企業誘致加速化事業」であります。

予算額は5,000万円、財源は宮崎再生基金であります。

事業の目的であります。九州全体で半導体関連企業の投資が活発化する中、先日、開催されました九州地域戦略会議におきまして「新生シリコンアイランド九州」の実現のためのグラウンドデザインが決定されるなど、半導体関連企業の集積に向けた官・民の動きが急激に高まっております。

本県としましても、その一翼を担うべく、半導体関連企業を対象にした用地の確保や誘致活動に緊急的に取り組み、その誘致を加速させ、若者の県内就職、U I Jターンを促進し、ひいては本県産業の振興を図ることとしております。

次に事業の概要であります。

(1) 事業内容の①の半導体関連等用地確保緊急対策事業は、市町村等が行う半導体関連企業等の誘致を目的とした工業団地整備に係る適地調査や地質調査、水源調査などの基盤調査事業に要する経費の一部を補助するものであります。

②の半導体関連企業誘致強化事業は、国内外の展示会等への出展のほか、トップセールスな

どを通じて、工業団地に関する情報など本県の魅力ある立地環境を半導体関連企業に向けてPRすることとしております。

(3)の成果指標であります。当該事業により新たに基盤調査に着手した工業団地箇所数を令和7年度には4か所とし、また半導体関連企業の立地件数を令和11～15年度、合計で20件とします。

事業期間は、令和6年度から令和7年度までとしております。

12ページを御覧ください。

本事業を含めました企業誘致に係ります取組の全体をまとめたものであります。

企業誘致に当たっては、まず、企業が進出できる受皿として工業団地の造成等が必要でございます。それらの工業団地の情報と企業ニーズをマッチングさせるべく企業誘致活動を行い、進出をしていただいた企業に対しては企業立地促進補助金などの適切な支援、その後、県内定着に向けた継続的なフォローアップなどに取り組んでおります。

先ほど説明いたしました事業につきましては、この黄色いマーカーの部分になりますが、その事業に加えまして、昨年設置をしましたみやざき半導体人材育成等コンソーシアムを中心に、半導体関連人材育成事業などにも取り組み、これら一連の取組によって企業の立地を推進してまいります。

**○北園観光推進課長** 当課の6月補正予算について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の13ページをお開きください。

当課の補正予算額は表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして8,422万8,000円の増額をお願い

しております。

この結果、右から3列目、補正後の額は15億8,699万2,000円となります。このうち一般会計につきましては、補正額は4,211万4,000円の増額で、補正後の額は13億9,341万5,000円となっております。

また、中ほどにあります特別会計につきましては、補正額は4,211万4,000円の増額で、補正後の額は1億9,357万7,000円となっております。

主な補正内容を御説明します。14ページを御覧ください。

1つ目の(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費3,252万7,000円の増額であります。こちらは、説明及び事業名欄にありますとおり、県営国民宿舎特別会計繰出金であります。具体的にはえびの高原荘の火災報知器の警報設備や放送設備など、ホテル内の設備について不具合が判明し、早期に更新・改修する必要が生じたこと、また、高千穂荘につきましても、給湯や温水の循環等を行うためのラインポンプなどの不具合が判明し、早期に更新する必要が生じたことから、所要の経費について特別会計への繰出金の増額をお願いするものであります。

次の(事項) 観光振興費958万7,000円の増額であります。

こちらは説明及び事業名欄にありますとおり、スポーツレクリエーション施設特別会計繰出金であります。具体的にはアイススケート場の氷を張るための不凍液を氷点下にする機械の電動機などの不具合が判明し、早期に更新する必要が生じたことから所要の経費について特別会計への繰出金の増額をお願いするものであります。

次に、特別会計についてであります。15ページをお開きください。

まず、一番上の行、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。

補正額は958万7,000円の増額であります。補正の内容ですが、(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費で、先ほど御説明したアイススケート場関係の設備の更新・改修に関するものでございます。

次に、2番目の行、県営国民宿舎特別会計であります。

補正額は3,252万7,000円の増額で、事項別では(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費については3,195万4,000円の増額で、その下の(事項) 国民宿舎「高千穂荘」運営費については57万3,000円の増額であります。

こちらにつきましても、先ほど御説明した国民宿舎関係の設備の更新・改修に関するものでございます。

○日高委員 執行部の説明が終了いたしました。

ただいまの議案についての質疑がありましたらお願いをいたします。

○山下委員 資料11ページ、「半導体関連企業誘致加速化事業」についてお尋ねします。

今回5,000万円の予算が計上してありますが、これで何か所ぐらの想定をしているのか教えてください。

○児玉企業立地推進局長 当事業は令和6～7年度の2か年事業なんですけれども、令和7年度に事業が終了するときには4か所を想定しているところでございます。

○山下委員 現状でその可能性は何%ぐらいあるんですか。

○児玉企業立地推進局長 今年、日南市が工業団地を整備するという公表をオープンにしていますので、そこはもう1か所確定だと思ってい

ます。

あとほかに、まだオープンにはできない水面下でやり取りしているところがありまして、この4か所というのは十分達成できると考えております。

○日高委員 シリコンアイランド九州ということで、本当に九州全体が力を入れているということですが、九州内でこういう動きというものが、もし何か分かれば簡単に教えていただけますでしょうか。

○児玉企業立地推進局長 熊本県が一番その中心かなと思います。熊本県のTSMCが進出をするというところから、九州全体にかなり波及しているという流れだと思うんですけども、熊本県以外では、今年度、大分県、鹿児島県が、工業団地の整備に対する支援を予算化しておりまして、九州どこも工業団地を整備する方向、整備に向けての支援を行っており、宮崎県もそこに一緒に乗ったというところですよ。

全体的に各県が、もう既に動いているという話だと思います。

○日高委員 ロームも世界一を目指しているということでありまして、やっぱり関連企業というのは大切だと思いますので、ぜひ、力を入れて動いていただきたいと思います。

○外山委員 先ほど話に出てきた半導体関連事業の工業団地の整備について、日南市が造成を始めるんですけども、まだまだ、これからなんですよ。計画は立ち上げたものの、用地買収がこれから始まるので、全然まだ見通しがいいんですけども、この用地買収に関しても補助が出るのですか。

○児玉企業立地推進局長 用地買収には出ません。今回の事業の内容としましては、用地買収の前に、まずこの場所がいいだろうというところ

ろを適地調査して、基本設計から詳細設計という絵を描きます。そういった調査事業に対して今回補助をしますということで、そこが決まれば、恐らく住民説明をして、用地買収という流れになるかと思えます。

○外山委員 分かりました。資料6ページの「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」ですが、今と同じように、補助が上限2,000万円です。予算が1億円ですね。対象は5社で上限になるのですか。

○鍋島企業振興課長 上限2,000万円としますと5社ということになります。これまでの実績ですと、昨年の6月に補正しました2億円につきましては、十数社来ております。結局2,000万円まで使わない場合もございますので、それに対応したいと考えております。

○外山委員 その事業規模によって2,000万円であったり1,000万円であったりするわけですが、上限1億円になったら打ち切りということですね。それは先着順ですか。

○鍋島企業振興課長 打ち切りという形になります。

○外山委員 もちろん予算がなくなれば終わるんですけども、先着順というのはどういう選考基準があるんですか。

○鍋島企業振興課長 今回の案件につきましては、結局、物価高やエネルギー高とか、そういった形で物価高騰に悩んでいらっしゃる中小企業を支援していこうと考えております。

そういったことで、現在の状況をしっかりと書いていただくのですが、もう皆さん、苦しいというふうに書いておられるわけでございまして、なかなかその甲乙つけ難いといったところもございます。

あと事業期間につきましても、年度内に完全

に終了させないといけません。今6月ですので、7月、8月から募集を始めていくということになりますと、事業期間がかなり短くなってしまいますから、できるだけ審査期間を短くするために先着順と考えております。

○安田委員 資料11ページの「半導体関連企業誘致加速化事業」の(1)事業内容の②について、半導体関連の展示会の出展は、どのようところに展出するのか、またトップセールスの実施とありますけれども、どのような実施をするのですか。今、半導体はどのようなものがあるのかと気になっているのですが、また半導体企業ができてきているのか、それとも半導体関連企業ができてきているのか。その半導体関連企業をPRしていくのかが気になったんですが、企業へのアプローチ方法も含めて教えてください。

○児玉企業立地推進局長 展示会につきましては、具体的に言いますと、今年年末にあるセミコンジャパンや企業が出展する企業立地フェアなどがございますので、そういったところに出展をしたいと思えます。

実際、既に、今年度に入ってセミコンジャパンに出展もしています。

来年につきましては、台湾で行われるセミコン台湾——半導体関係の企業が集まる世界最大規模の展示会にも出展をしたいと考えています。

トップセールスにつきましては、セミコンジャパンやセミコン台湾などで半導体関連企業に宮崎県の立地環境を知事自らPRしていただくものです。こういう土地がありますよとか、工業団地がいついつにはできますよとか、あといろんな公共インフラとか、そういったところも含めて宮崎県の立地環境を知事自らトップセールスしていただくということを考えております。

半導体につきましては、例えば、宮崎県では

ラピスセミコンダクタが半導体を作っています。あとその隣にサムコテクシブという企業があるんですけども、サムコテクシブは、どちらかというと、半導体の前のシリコンウェーハという基盤を作っています。あと吉川工業アールエフセミコンは、そのできた半導体を製品として大丈夫かチェックするところということで、いろいろ工程が細かくあるんですけども、そういったところ全てを半導体関連企業と言っています。

もっと具体的に言いますと、半導体を作るための装置を作る企業も半導体関連企業と言い、また最終製品をメンテナンスする企業、装置をメンテナンスする企業も半導体関連企業と言いまして、半導体関連企業は、結構幅広に捉えているところです。

○安田委員 県と企業がうまくアプローチできているというニュアンスですね。それに対して、また展示会とかを積極的に行っていきたいということで理解しました。

○山下委員 資料13ページ、えびの高原スポーツレクリエーション施設の補正ですが、今回の一般質問でも、硫黄山の関係で道路が通れないとか、いろんな地元の議員たちから質問がありました。

そういうような状況で、昔はえびの高原は霧島にもつながる非常によい観光名所としてのイメージがあったんですけども、最近は、とにかく入ったら危ないというような先入観のほうが高く、これだけ投資をして、前にも国民宿舎については高千穂荘や、えびの高原荘への投資をした際にもいろいろ異論があったと思うんですけども、これだけの投資をして、どれくらいの集客なり売上げ等々を見込んでいるのか、そのあたりが出ていれば教えていただきたいで

す。

○北園観光推進課長 委員、おっしゃるとおり、集客については硫黄山が噴火して県道1号線が通れなくなって、かなり集客は落ちているところですよ。

今回の指定管理の選考をするに当たっても、令和3年度にえびの高原荘につきましては、国民宿舎の活用についての検討を行ったところです。一応、えびの高原荘、高千穂荘、それぞれの国民宿舎については、本県を代表する観光地にあるということで、宿泊観光需要に対応して、その県内の観光客をそこから周遊させて、経済効果を波及させるためにも拠点施設として今後も活用すべきということで結論しまして、令和4年度の6月定例会の常任委員会で御報告させていただいたところです。

当面は、県保有の宿泊施設として存続させることとしまして、昨年度、指定管理の公募を行ったところなんですけれども、えびの高原荘については応募が上がらなくて、改めて条件を見直して再公募したところです。

えびの高原荘の状況なんですけれども、新たな指定管理業者と引継ぎを行いました。4月初から日帰りの温泉を開始しまして、中旬頃から朝食のみの宿泊で、6月には1泊2食つきの宿泊の受入れがようやく可能になったところですよ。

我々としましても、指定管理業者と一緒にあって、個々の誘客に取り組んでまいろうと考えておりまして、適正な設備の更新等が課題でありましたので、このあたりを改修しまして、一緒になって信頼関係を築きながら周遊に取り組んでまいりたいと思います。

その周遊の状況なんですけれども、もともとえびの高原荘につきましては、平成25年度のピ

ークのときで、宿泊者は1万4,373名でした。それで、硫黄山噴火後に8,000名台が続きました、今、令和5年度は1万798名の宿泊まで回復しているところです。

今後その指定管理業者と一緒に、その周遊のほうを努めまして、何とかここに誘客して、そこから県内への周遊のほうに取り組んでまいりたいと考えているところです。

**○山下委員** 今言われるように非常にもったいない観光施設ですので、硫黄山の噴火とか、あんな悪いイメージだけがPRで流れるので、もっといい情報を発信していただいて、皆さんが行きやすいような状況にしていいただければありがたいと思います。

**○外山委員** このガスの発生によって被害とか事故があると大変なんですけれども、実は県道1号線を通行止めをしている期間は1日で8万9,000円、施設に補償してます。だから大変おかしいけれども、黙って純利で8万9,000円入るので、むしろ通行止めのほうが施設にとってはよいのではとも思います。そのような考えでは駄目ですか。

**○北園観光推進課長** 1日当たり8万9,000円の収入の減少というところも、県道1号線の通行可否を設定しまして、そのシミュレーションで通行止めがあった場合の収支赤字を日割計算して出したものであります。

**○本田委員** 資料7ページの「特別高圧電気料金激変緩和事業」ですが、この特別電圧で受電をする中小企業というのは県内で何社ぐらいあるんですか。

**○鍋島企業振興課長** はっきり申し上げて中小企業の数は分かりません。国や九州電力にも問合せをいたしました、はっきり教えてくれなかったということでございます。

ただ、昨年度も実施しておりまして、昨年9月分まででございますけれども、そのときには全体で63件支援をしております。そのうち25件が九州電力から直接受電されているという状況でございました。この結果を見ますと25件が中小企業ということになろうかと考えております。

**○本田委員** ありがとうございます。要するに、この予算は、そうすると、この過去の実績を踏まえた上での設定ということでよろしいですか。

**○鍋島企業振興課長** そのとおりでございます。

**○本田委員** この25件というのは、推測しかないと思うんですけれども、企業数から見たときに、これが多いのか少ないのか、その辺の見解があれば教えてください。

**○鍋島企業振興課長** ほとんどの中小企業が高圧電力を入れておられます。今回の特別高圧というものにつきましては、主に大企業——旭化成、王子製紙、住友ゴムとか、そういったところは特別高圧を入れておられるようです。

そのほかの中小企業というところで、半導体を製造するところとかは、かなり電力を使っておられます。そういったことで、電力を使う中小企業、製錬をされるとか、そういったところが特別高圧を入れておられるようでして、その結果が25件ということで、これは意外と多いのではないかと考えております。

**○本田委員** ありがとうございます。なかなかデータがないところでの交付だと思いますけれども、取り残しがないような形で交付をお願いしたいと思っております。

**○日高委員** えびの高原のスポーツレクリエーションの関連なんです、昔、私たちが小さい頃は県道1号線を通って、煙がどんどん出ている中、近くまで行って写真を撮ったりしていただんですけども、今は、当時と違って何か有害

物質が出ているということになるんですか。

○北菌観光推進課長 県道1号線の通行可否のところについては、現在は土日の午前9時から午後5時までは通行止めが解除された状況になっていて、そのガスの濃度を測っていきまして、濃度が高いときには、一時的に通行止めになっているところもあります。

二酸化硫黄の濃度が5ppm以上の場合に通行止めになりますが、5月29日の状況では、濃度が5.3ppmになっていますので、現在はガスが出ているということで通行止めになっています。

○日高委員 当時は、ゆで卵臭いねぐらいの感覚で通っていたイメージがありますが、今、濃度を測ると危険ということなんです。

先ほどありました県道1号線の通行止めに伴う1日8万9,000円の補償というのは、前回のピコライもいろいろな投資をして頑張ってきたと思うんですけども、その当時からあった予算ということなんです。

○北菌観光推進課長 最初の1回目の公募条件のときには、その指定管理料納付金をゼロの条件でやったんですけども、それで公募が上がってこないということで、2回目の公募のときに、8万9,000円を補償するというような条件を加えたところです。

○日高委員 分かりました。来月には霧島・えびの高原エクストリームトレイルもありますし、やっぱり集客するためには、いろんなイベントもあつたらいいかなと思いますので、ぜひまた企画のほうをお願いしたいと思います。

○本田委員 えびの高原スポーツレクリエーション施設の電動機関連なんですけれども、このアイススケート場の稼働期間を教えてください。

○北菌観光推進課長 暖冬など気象状況によつ

て異なりますが、11月下旬から2月までの営業となっています。

○本田委員 そのスケート場は、その期間以外には何かインラインスケートを使っているということで記載があったんですけども、そういった期間以外の観光客——この施設を使われる方々が、どれくらいいらっしゃるのか分ければ教えてください。

○北菌観光推進課長 シーズンオフの期間は、基本的にはここは使われておりませんので、その活用を今後検討してまいりたいと考えております。

○本田委員 ぜひインラインスケートとか、今はやりつつあるので、アーバンスポーツもそうなんですけど、ぜひとも検討よろしくお願ひしたいと思います。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○塩田商工政策課長 「令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」について御報告いたします。

資料の16ページを御覧ください。

これは、本年2月の定例会で御承認いただきました繰越明許費につきまして繰越額が確定したことから御報告するものであります。

一般会計に関するものが7事業、17ページには、特別会計に関するものが3事業ございます。

まず、16ページの一般会計における繰越事業であります。

一番上、「小規模事業者パワーアップ支援事業」は、小規模事業者が新事業展開や販路開拓に取り組むための経費等を支援する事業であります

が、事業者の取組期間等を十分に確保するため繰り越したものであります。

2番目の「物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業」は、物価高騰の影響を受ける事業者や県民の負担軽減、消費喚起を図るため、市町村が発行するプレミアム付商品券等に係る経費を支援する事業であります。市町村における十分な準備期間等を確保するため繰り越したものであります。

3番目の「特別高圧電気料金激変緩和事業」は、国の電気料金激変緩和対策事業に準じ、特別高圧電力を受電する中小企業の電気料金の負担を軽減する事業であります。国の事業が本年4月分までを対象に実施されることから繰り越したものであります。

4番目の「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」は、県内ものづくり企業に対して生産性向上のための設備改修等に要する経費を支援する事業であります。企業の準備や取組に係る期間を十分に確保するため繰り越したものであります。

5番目の「観光人材確保緊急対策事業」は、宿泊事業者に対して緊急的な人材確保に必要な採用活動に要する経費を支援する事業であります。事業者の準備や取組に係る期間を十分に確保するため繰り越したものであります。

6番目の「県内旅行宿泊応援クーポン付与事業」は、県内宿泊者に対し、県内限定で使用できるデジタルクーポンを付与するキャンペーンを実施する事業であります。本県観光業の閑散期となる4～6月の旅行需要を喚起し、県内観光産業を切れ目なく支援するため繰り越したものであります。

7番目の「スポーツランドみやざき推進施設改良事業」は、世界レベルのスポーツキャンプ

に対応できるよう、県総合運動公園木の花ドームの人工芝の高質化等を実施する事業であります。キャンプなど施設の使用時期を考慮して工期を確保する必要があることから繰り越したものであります。

続きまして、特別会計における繰越事業であります。17ページを御覧ください。

まず、上段「えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計」の「県営えびの高原スポーツレクリエーション施設整備事業」であります。

この事業は、えびの高原アイススケート場の冷却設備等の修繕を実施する事業であります。修繕に数か月を要する見込みであることから繰り越したものであります。

次に、下段、県営国民宿舎特別会計の「国民宿舎「えびの高原荘」施設整備事業」及び「国民宿舎「高千穂荘」施設整備事業」であります。

この事業は、国民宿舎えびの高原荘及び高千穂荘の温水ボイラー等の修繕を実施する事業であります。修繕に数か月を要する見込みであることから繰り越したものであります。

○日高委員長 執行部の説明は終了しました。

報告事項について質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○酒匂経営金融支援室長 常任委員会資料18ページを御覧ください。

「宮崎県信用保証協会が行う求償権の放棄等の承認について」御説明をいたします。

まず、1の概要にございますように、平成20年度に制定いたしました宮崎県中小企業者等向

け融資に係る損失補償に関する条例第3条の規定に基づき、宮崎県信用保証協会から、県との損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けたことから、内容について審査を行い、今回初めて知事が承認を行ったものでございます。

次に2の承認の詳細についてでございます。

(1)の求償権の放棄等の承認を行った日がありますが、令和6年4月19日に承認をしております。

(2)の求償権の放棄等の承認を行った額がありますが、信用保証協会が有する求償権について、5,471万5,302円を放棄することを承認しております。

(3)の求償権の放棄等に伴い県が権利を放棄することになる額でございますけれども、

(2)の額のうち118万7,732円でございます。

(4)の求償権の放棄等の承認を行った中小企業者の従業員数でございますけれども、59名となっております。

最後に、(5)求償権の放棄等の承認を行った理由でありますけれども、記載のとおり、条例第3条に規定する要件である協会の申出が、中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定されました再生に関する計画に基づくものであること、また、求償権の放棄等により、事業者の事業の再生に資すると認められますことから承認を行ったものでございます。

**○鍋島企業振興課長** 昨年度実施しました先端技術産業に係る実態把握調査の結果につきまして御報告いたします。

商工建設常任委員会資料19ページを御覧ください。

この調査は、1の調査目的にありますとおり、半導体をはじめ先端技術産業の成長が期待され

ていることを踏まえまして、県内の状況把握と今後の施策への反映を目的として実施いたしました。

2の調査の概要であります。県内に拠点を置く製造業及び情報通信業を対象に、昨年11月から今年2月にかけて、アンケートを実施し、181社から御回答いただいたところであります。

20ページを御覧ください。

3の結果であります。まず先端技術産業等への参入状況についてであります。

(1)にありますとおり、参入済みとの回答が23.2%で、分野別では半導体が最も多く14.9%でありました。

ここに、先端技術産業等としておりますのは、選択肢にEV以外の自動車を含めているためでありまして、この選択肢は自動車分野からEVへの新たな参入を確認する上で、必要なものとして整理いたしましたところであります。

次に、(2)の先端技術産業への参入予定につきましては、16%が参入予定と回答し、分野別では、電気自動車への参入を予定する企業が最も多く7.7%でありました。

21ページを御覧ください。

(3)の参入済み、参入予定とを合わせた結果であります。半導体分野が17.7%と最も多く、次いで、電気自動車、蓄電池の順となっております。

また、参入済み、参入予定の企業に対しまして、課題について聞いたところ、(4)にありますとおり、人材不足が最も多くなりました。

22ページを御覧ください。

4のまとめであります。半導体、電気自動車、蓄電池、航空・宇宙それぞれの状況を整理しております。

このうち、(3)蓄電池につきまして、蓄電池

は自動車の電動化、再エネの主力電源化を達成するための重要技術の一つとされておりますが、県内では、蓄電池の製造よりも、それを活用したビジネスへの参入が見込まれる結果となりました。

5の今後の取組であります。

今回の調査では、(1)にありますとおり、半導体分野への参入・参入を予定する企業が最も多くなっております。

このため、半導体人材の育成確保や半導体関連産業の振興に向け、産学官で構成するコンソーシアムとともに、引き続きそれらの取組を推進してまいります。

また、電気自動車をはじめ、半導体以外の先端技術産業につきましても、(2)にありますとおり、工業会など関連する団体への情報提供のほか、コーディネーターやアドバイザーによる支援を継続して実施し、その振興に向け取り組むこととしております。

**○児玉企業立地推進局長** 委員会資料の23ページを御覧ください。

令和5年度の企業立地の状況について報告をさせていただきます。

まず、1の企業立地の目標であります。令和5～8年度の4年間で、新規の企業立地件数120件を目標としております。

次に、2の業種ごとの立地件数・雇用者数の推移であります。

表の一番右の列にありますように、令和5年度の立地件数は23件、最終雇用予定者数は1,268人となりました。

次に、3の令和5年度の企業立地の状況と主な特徴であります。

立地件数は、令和4年度の43件を下回る結果となりました。その主な要因としましては、ま

ず、昨年度、令和5年度、制度の見直しを行いまして、7月から立地件数の一定数を占めておりましたコールセンター、これを誘致対象業種から除外をしました。それが要因の一つかと考えております。

また、認定要件の対象となります従業員につきましても、一定額以上の給与が支払われていることを条件としておりますが、その給与水準の引上げをしまして、そういったことから23件という結果になったのではないかと考えております。

次に、また過去最大規模の投資が行われます半導体大手のローム株式会社の進出やロボット、EVといった先端分野への投資などもありまして、雇用者数は1,268人と、過去5年間では最多となります。

雇用の創出をはじめとする地域経済の活性化に寄与することが企業誘致の目的ですので、これにつきましても十分寄与できたのではないかと考えているところでございます。

地域別で見ますと、11の市町で立地認定を行いまして、その中で困難地域——米印に記載のとおり、中山間地域のうち、過去5年間にわたって企業立地認定が行われていなかった市町村で、綾町と木城町になりますが、この困難地域において2件の認定を行っております。

なお、次のページ以降に、令和5年度の立地企業の一覧表を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項につきまして質疑がありましたらお願いします。

**○山下委員** 資料18ページの宮崎県信用保証協会が行う求償権の放棄の承認についてですが、

従業員が59名ということで会社名は言えないんでしょうけれども、どういう業種なのかだけでも教えていただけませんか。

**○酒匂経営金融支援室長** 今回、事業者名については、御報告控えさせていただきたいということと、あと業種等についてもできれば非公表ということでさせていただきたいと考えてございます。

**○山下委員** やっぱり議員の中には、なかなか内容まで知るべきだという強い意見の人もいらっしゃったのですが、今、企業は非常に厳しい状況であることは分かるんですが、特にどういう業種がこういう状況に陥っているのかなということで、業種だけでも公表できれば、それなりに参考になるのかなと思いました。

**○酒匂経営金融支援室長** 業種のことにつきましては、公表について検討はしてまいりたいと思いますけれども、今回は非公表ということでお願いさせていただければと思っております。

**○日高委員長** 関連で、今の答弁については、やっぱり納得できないところもあります。

入り口の話で申し訳ないんですが、この報告事項とその他報告事項の違いを教えてください。

**○酒匂経営金融支援室長** 基本的には条例等で議会に報告しなければならないとなっているものにつきましては、報告事項として議会のほうに報告をするというものになろうかと思えます。

今回の件に該当する条例につきましては、議会に報告するという条項がございませんので、その他報告事項として常任委員会に報告させていただいているところでございます。

**○日高委員長** そのほかの案件につきましては、調査事項の報告とか、そういったものですが、この案件につきましては、結局、県民の税金が100万円以上その損失に充てられるというこ

とですよ。

報告事項だったら、交通事故で全額が1万円とか5万円でも名前まで出るじゃないですか。今、山下委員が言われように、その相手の状況さえ分からなかったら、果たしてこれがいいのかどうか判断できないと思うわけですよ。

条例にそういう規定がなかったということですが、それは例えば、ほかの九州各県はどうされているんですか。

**○酒匂経営金融支援室長** 今回、報告するに当たりまして、各県の状況等も確認したところでございます。ほとんどの県で条例は定めてございます。九州各県で申し上げますと、議会に報告するということは、本県以外では定めているところでございます。

**○日高委員長** 宮崎県以外はみんな報告をするということになっているということだと思んですが、宮崎県だけがそれをしなかったということは、条例の制定の段階で何か理由があったんでしょうか。それも含めて、今後はどうされるのか。他の県は報告事項として上げているが、宮崎県だけが上げていない。それはこのままでいいのかどうか、そこまで含めてちょっとお伺いしたいと思います。

**○酒匂経営金融支援室長** 平成20年度につくった条例でございまして、全国的につくってほしいということで、国のほうからも要請があつてつくった条例ということでございます。

よくある話ではございますけれども、国のほうからひな形など示されて、いろいろ検討した上でつくっているとは思いますが、その中に報告事項という条項は含まれていなかったところでございます。

ただ、今御指摘がございましたとおり、他県ではそういう条項も追加をしているということ

でございますので、今後、条例改正も含めて検討いたしたいと考えております。

○日高委員長 他県がそういう状況で、宮崎県だけが条例で定めていないということになると、何か特別なことがあるのかなと考えますが、ただ、それはもう平成20年の話ですから、今、室長の言われたとおり、今後十分検討をしていただきますように強く要望しておきます。

ほかにありますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 他にないようですので、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

---

午前11時10分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について県土整備部長の概要説明を求めます。

○桑畑県土整備部長 説明の前に一言お礼を申し上げます。

先月、常任委員会委員の皆様におかれましては、県北、県南、それぞれの地区におきまして調査を行っていただきました。誠にありがとうございました。

調査先でいただきました意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料によりまして御説明いたします。

お手元の商工常任委員会資料2ページ、目次を御覧ください。

まず、Iの予算議案では、議案第1号の一般会計補正予算案についてお願いしております。

3ページを御覧ください。

県土整備部の6月補正予算案一覧でございます。令和6年度の6月補正額は、一般会計で太枠のDの覧、1番の上に記載のとおり9億2,742万9,000円であります。

その結果、6月補正後の予算額は、右のE欄の記載にありますように828億1,461万1,000円となります。対前年度費で1.5%の増となっております。

また今回、補正のない特別会計を合わせました6月補正後の部予算合計は、Eの欄の一番下に記載しております850億6,767万4,000円となります。対前年度比で1.7%の増となっております。

2ページの目次にお戻りください。

ページ中ほどのIIの特別議案では、「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」のほか1件について御説明させていただきます。

次に、IIIの報告事項では、「令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」ほか2件について説明させていただきます。

最後に、IVのその他報告事項としまして、宮崎県建設技術センターにおける「次期指定管理者候補者の選定について」ほか4件について報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長等から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○日高委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○鬼塚管理課長 委員会資料4ページを御覧ください。

県土整備部の6月補正予算の概要について御説明いたします。

2の「補助公共・交付金事業」でございます。

真ん中の太枠のDの欄、6月補正予算額を御覧ください。

今回の補正は、道路、街路、都市公園の各事業における国庫補助決定等に伴うもので、一番下の計にありますように、合計で9億2,742万9,000円の増額補正をお願いしております。

次に、5ページを御覧ください。

課(局)別内訳を記載しております。こちらは後ほど御覧いただければと思います。

11ページを御覧ください。

この11~13ページにかけましては、繰越明許費についてでございます。

この表の一番下の計にありますように22事業148億611万1,000円の繰越しをお願いしております。

繰越しの理由は、関係機関との調整に日時を要すること等によるものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

債務負担行為の追加でございます。これは国道327号防災・安全交付金事業(仮称)佐土の谷3号トンネルにおきまして、事業期間の延伸及び債務負担行為限度額を追加するものでございます。

**○田中道路建設課長** 資料の7ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、道路建設課、計の左から2列目の欄ですが、6億2,083万3,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は209億2,815万5,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

(目)道路新設改良費の事項「公共道路新設改良事業費」であります。これは、県が管理している国県道の道路改良を行う事業でありまし

て、国庫補助決定等により6億2,083万3,000円の増額を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、国道219号や宮崎西環状線などでの整備を予定しております。

補正予算につきましては、以上であります。

続きまして、委員会資料の16ページを御覧ください。

議案第13号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

これは、国道448号石波工区で施工する(仮称)石波トンネル工事(2工区)の請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

右の位置図に示すとおり、串間市大字市木で整備を進めている道路改良事業で、延長3,200メートル、車道幅員6メートル、全幅7.5メートル、全体事業費は約170億円であります。

2の工事概要であります。

当工事は、延長1,044メートルのトンネルを施工するものであります。

トンネルの計画につきましては、次の17ページを御覧ください。

平面図とトンネル標準断面図を示しております。

トンネルの全体延長は2,555メートル、当工事は赤色で示している日南市側から施工する延長1,044メートルのトンネル工事であります。

前のページに戻っていただき、16ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

(1)の契約金額が、59億6,612万2,120円、

(2)の変更金額が、62億7,935万9,016円で3億1,323万6,896円の増額変更となっております。

(3)の契約の相手方は、前田・坂下・山崎特定建設工事共同企業体で、(4)の工期は、令和

3年3月8日から令和7年10月31日までであります。

4の変更理由であります。

インフレスライド条項の適用や、トンネル掘削工において、当初想定していたよりも脆弱な地質区間が存在したことによる安定対策等の追加変更が必要となったことから、請負代金額の変更を行うものであります。

その内容について御説明いたします。18ページを御覧ください。

まず、①のインフレスライド条項の適用による変更であります。

インフレスライド条項は、宮崎県工事請負契約約款第25条第6項に規定されており、その内容につきましては、インフレーションなどによる賃金等の急激な変動に対応するため、受注者は請負代金額の変更を請求することができるものです。

今回は、令和5年3月1日の新単価を適用するものであります。

本条項は、2の「宮崎県の取扱い」に記載しておりますとおり、残工事の工期が2か月以上であることが適用条件となっており、当工事では残工期が2年2か月であることから、今回、請負代金額の変更を行うものであります。

次に、19ページを御覧ください。

②のトンネル掘削工における安定対策の追加変更であります。

今回は、延長1,044メートルのうち292メートルの区間において、安定対策の追加変更を行うものです。

一般的に、トンネル工事では、掘削工事中の安全確保やトンネルの安定を図るためにロックボルトや吹きつけコンクリートを施工し、地質の脆弱さに応じて支保用の鋼材を設置いたしま

す。

今回の区間では、資料の右上のトンネル掘削断面状況写真のとおり、当初想定したよりも地質が脆弱であったことから、資料下段の支保工パターン断面図のように支保工を変更するものであります。

左図の黒文字が当初の計画、右図の赤文字が変更後の計画になります。

主な変更点としましては、掘削後の地山の変位を抑え、安定を図るため、支保工の鋼材規格の変更や吹きつけコンクリート厚の変更、また、トンネル底面部に下部支保用の鋼材を追加しております。

さらに、掘削中の安全を確保するため、掘削断面の上部に鋼管を打ち込み、薬液を注入することで地山を安定させる長尺鋼管先受工の追加やトンネル掘削面の緩みを抑制するため鏡ボルトの本数を変更しております。

なお、今回の支保工の変更に際しましては、発注者と受注者に加え、学識者の意見を参考にして、適正な支保工を採用し施工を進めております。

○松田都市計画課長 資料9ページにお戻りください。

当課の補正予算額は、一番上の行、都市計画課、計の左から2列目の欄ですが、3億659万6,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は51億8,060万4,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

初めに、表の1段目の(目)街路事業費の(事項)公共街路事業費であります。

これは、都市部における街路の整備を行う経

費でありまして、国庫補助決定に伴い増額を行うものであり、延岡市の安賀多通線などでの整備を予定しております。

次に、その1つ下の段の(目)公園費(事項)公共都市公園事業費であります。

これは、都市公園施設の整備を行う経費であります。こちらも国庫補助決定に伴い増額を行うものであり、ひなた宮崎県総合運動公園などの整備を予定しております。

○岩切港湾課長 資料15ページを御覧ください。

議案第6号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

まず1、改正の理由でございますが、細島港におきまして、コンテナターミナル入口事務所の老朽化に対応する整備に伴い、施設使用料を設定するものです。

右下の写真を御覧ください。赤丸で囲っている白い建物が、今回整備したコンテナターミナル入口事務所になります。

屋根も含めたこの施設は、コンテナターミナル入り口に位置しており、船へ積み下ろしする貨物を乗せたトラックが必ず通過するゲートであります。チェックングブリッジと呼ばれる施設になります。

写真左の枠囲み、参考にも記載しておりますが、このチェックングブリッジにおいて、船積貨物の内容や数量、状態をチェックし、受渡し証明を発行しており、今回整備した事務所は、これらを担う検数業者が常駐し、作業を行う場所になります。

次に、2、改正の内容でございますが、条例別表第1に、「コンテナターミナル入口事務所」を追加します。

1平方メートル1日につき115円の単価を設定しております。年間の使用料としましては、ペ

ージ左下の参考にありますとおり、単価115円に広さ15平方メートル及び日数を掛けまして、年間62万9,625円となります。

最後に、3、施行期日でございますが、港湾法第44条の規定により、条例公布の日から起算して30日を経過した日からの施行を予定しております。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑がありましたらお願いいたします。

○安田委員 トンネルの工事請負費の契約の変更についてですが、変更金額が3億円ということでありまして、令和7年度で完成ということでもありますけれども、この3億円で大体先が見えてきたという感じでよろしいでしょうか。

○田中道路建設課長 石波トンネルでございますが、掘削は完了しておりまして、現在トンネルの覆工コンクリートを施工中でございます。今回の工事請負変更で、ほぼ大きな変更はなされるものと思っております。その他工事の微小の変更とか、そういうものは最終的に出てくるかもしれないんですが、大きな変更は今回お願いしています工事請負の増額で対応できると思っております。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、ないようですので、次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○鬼塚管理課長 委員会資料20ページを御覧ください。

「令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」についてでございます。

これは令和5年度に議会において承認をいただきました繰越事業につきまして、繰越額が確定いたしましたので、御報告を行うものでございます。

20～25ページが一般会計における繰越事業の一覧でございます。

25ページをお願いいたします。

表の一番下の行、左から3列目にありますとおり、繰越額の合計は547億7,785万1,358円であります。

繰越しの理由につきましては、事業ごとに主なものを記載しておりますが、関係機関との調整や、工法の検討に日時を要したことなどにより工期が不足したことによるものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

特別会計についてでございます。まず、上の表は、公共用地取得事業特別会計で、繰越額はこの表の一番下の行、左から3列目にありますとおり1億1,938万6,723円でございます。

繰越しの主な理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものでございます。

次に、この下の表が港湾整備事業特別会計でございまして、繰越額はこの一番下の行の左から3列目にありますとおり、8億723万5,000円でございます。

繰越しの主な理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものでございます。

次の27ページを御覧ください。

ただいま御説明いたしました繰越計算書を会計ごとに集計したものでございます。一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越額の合計は、一番下の行、左から3列目にありますとおり557億447万3,081円でございます。

次に、28ページを御覧ください。

「令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書」

についてでございます。

表の一番下になりますが、繰越額の合計は一般会計の8事業で23億1,299万5,052円でございます。

繰越しの主な理由は、入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することなどによるものでございます。

○椎葉道路保全課長 委員会資料29ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が6件であります。

事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

番号1の支障木接触事故につきましては、進行方向の左側のり面から路肩に伸び出ていた樹木が車両に接触し、バンボディーを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注視をはじめ、運転操作不適などによる過失がありますので、県の過失割合を2割、相手方の過失割合を8割としております。

番号2、4、5、6の落石事故につきましては、進行方向の左側から突然落下した石が車両を直撃し、番号2は、左前方のバンパーを、番号4は、フロントガラスや左側サイドミラーを、番号5は、後方の左窓ガラスを、番号6は、左前方のバンパーをそれぞれ損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

番号3の枝落下事故につきましては、折れた

樹木の枝が、駐車場に停車していた車両を直撃し、車体後部を損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断し、県の過失割合を10割としております。

これら6件の物損事故に伴って発生した損害賠償額は、101万2,845円となっております、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります、引き続き道路のパトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑がありましたら、お願いいたします。

○山下委員 資料27ページの繰越明許の数と、この額について、例年と比べてどうなんでしょう。毎年やっぱりこれぐらいの繰越件数及び繰越額はあるのか教えてください。

○鬼塚管理課長 令和5年度の確定額ですけれども、547億円ほどございました。ですから金額については、若干今年度は増えている状況でございますが、金額については例年この金額程度繰越しをしているということでございます。

○山下委員 昨年もこれぐらいの額があったという認識でいいんですか。

○鬼塚管理課長 前年度の繰越額が525億円でございますので、一般会計では22億円増加しております。

○山下委員 関連なんですけれども、28ページの事故繰越しも、毎年これぐらいあるものか、業者等が非常に少なく、こういう状況になっているのか、いかがでしょう。

○鬼塚管理課長 令和4年度の事故繰越しの実績について、令和4年度は6事業発生しており、事故繰越しの額は、11億2,200万円でございます。また、令和3年度につきましては28億6,800万円ということで、年度によって繰越し額は違うところでございますが、やはりその関係機関との調整とか、日時を要したもの等がございますので、その工事によって、年度によっては、金額が違うところでございます。

○山下委員 いろいろ聞きますと、人手不足で、業者がなかなか入札に参加しなかったり、ここにも書いてあるように、入札不調が多くなっているのかなと心配をしています。各地域、非常に業者が少なくなっていて、特に、私の地域の地域を見ると、Aクラスの業者が何年か前に一遍に減ってしまっているのではないかと心配するものですから、そこあたりの対策も当然やっていただきたいなと思っております。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 ここでお諮りいたしますが、次は、その他の報告事項になります。説明時間は22分を予定していますが、正午になるまでは先に進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○鬼塚管理課長 管理課からは、「宮崎県建設技術センターにおける次期指定管理候補者の選定」につきまして御報告をいたします。

委員会資料30ページを御覧ください。

まず、1の現在の管理運営状況でございます。

(1)の施設の概要でございますが、宮崎県

建設技術センターは、平成22年4月から指定管理者制度を導入しており、現在、学校法人宮崎総合学院が第3期の指定管理者として令和2年4月から来年3月までの5年間、宮崎県産業開発青年隊の教育と、施設の利用及び維持管理に関する業務を行っております。

(2)の施設の利用状況でございますが、表の一番上の利用者数は、今期は年間1万人前後で推移しております。また表の一番下の青年隊入隊者数は、40人前後で推移をしております。

(3)の施設収支状況でございますが、現在の指定管理料は、年額1億4万円でございます。

31ページを御覧ください。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取組でございます。

オープンキャンパスの開催等による青年隊入隊者の確保や、センターの利用者の増加を図るための自主事業の実施などの取組によりまして、

(5)の評価にありますとおり、青年隊隊員の一定数の確保や、隊員の県内建設関連業への高い就職率、また、施設の利活用促進や利用者サービスの向上等につながっているものと考えております。

32ページを御覧ください。

2の次期の募集方針についてでございます。

(1)の業務の範囲は、青年隊に関する業務等でございますが、これまでと変更はございません。

(2)の指定期間につきましては、令和7年4月からの5年間でございます。

(3)の基準価格でございますが、施設の管理運営等に係る費用といたしまして、次期指定期間の基準価格は年額9,990万円でございます。

(5)の募集概要です。募集期間は、来月の7月1日からの約2か月間でございます。広報

につきましては、県公報や県のホームページのほか、新聞やテレビ、経済団体の会報など、幅広い広報に努めてまいります。

次に、33ページを御覧ください。

(6)の選定でございます。審査の流れを表に記載しております。9月中旬の書類審査の後、選定委員会による審査、選定会議による確認を経て指定管理者の候補者を選定いたします。

イの表は、選定委員会の委員の構成でございますが、外部委員5名からなる委員会でございます。

ウの表は、選定委員会の審査を確認する選定会議の委員の構成でございますが、こちらは県職員5名からなる会議でございます。

(7)の選定基準につきましては、ア～オの5つの選定基準を設け、次の34ページでございますが、(8)の審査項目・配点により審査を行うことといたしております。

この審査項目は、全庁的な基準を基に、施設の特性を考慮して作成しておりますが、特に当センターにつきましては、選定基準の②の公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画におきまして、人材育成などの独自の項目を設定しております。

35ページを御覧ください。

3のスケジュールでございます。今月の11日に第1回目の指定管理候補者選定委員会を開催いたしました。

7月1日から募集を開始しまして、その後9月下旬の第2回選定委員会での審査、10月上旬の選定会議での確認を経て、11月議会に議案を提出し、御審議をいただきたいと考えております。

令和7年4月1日から業務開始を予定しているところでございます。

○植村技術企画課長 委員会資料36ページを御覧ください。

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について」御説明いたします。

この法律は、通称、盛土規制法と呼んでおりまして、令和3年7月に静岡県熱海市で大雨による盛土の崩落で大規模な土石流災害が発生し、甚大な人的・物的被害が発生したことを踏まえ、宅地、森林、農地等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律として、令和5年5月に施行されたものです。

今回御報告する内容は、本県において、令和7年5月に指定を予定しております盛土規制法の規制区域の案と今後のスケジュールに関することでございます。

まず、初めに、盛土規制法の概要について御説明いたします。

大きくは4点ございます。

1点目は、初めに触れましたように、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定することです。

なお、中核市である宮崎市内の規制区域は宮崎市が指定することになります。

2点目は、安全な盛土等の造成ということで、規制区域内では一定規模以上の新たな盛土等は、工事着手前に知事等の許可を受ける必要があります。

3点目は、土地所有者等が、盛土等を安全に保つ責務であります。

4点目は、実効性のある罰則であります。

右側の絵は、規制区域のイメージです。指定する規制区域には2種類ございまして、赤枠で囲んでいる宅地造成等工事規制区域は、市街地や集落その周辺などで、都市計画区域や人家が

一定程度集中しているエリアです。

青の点線で囲んでいる特定盛土等規制区域は、市街地や集落などから離れているものの、盛土が崩落すれば人家等に危害を及ぼし得るエリアです。

次に、37ページを御覧ください。

こちらが県で作成いたしました規制区域案となっております。

左側の図は、宮崎市を除いた県全域を示したものです。

薄いピンク色の区域が宅地造成等工事規制区域、緑色の区域が特定盛土等規制区域を示しています。

人家や道路等の公共施設など、保全対象のない離島を除き、宮崎市を除く県の面積の99.9%を指定することとしております。

ほぼ全域を規制区域とする理由といたしましては、指定しない区域に危険な盛土等が集中する懸念があること、先行して規制区域を指定している自治体において、全域を指定していること、そのほか国が示す要領等を参考といたしております。

右側の拡大図は、例として延岡市を抜き出したものでございます。

次に、38ページを御覧ください。

指定以降に規制区域内で盛土等を行う際、許可が必要となる規模を示したものです。赤で記載しているものが、宅地造成等工事規制区域、青で記載しているものが特定盛土等規制区域の規制対象規模となります。

上段の絵は、盛土や切土をする際のイメージで、下段の絵は、一時的な土石の堆積、いわゆる土砂を仮置きする場合のイメージを表しています。

また、ページの下に記載しておりますとおり、

公共施設内の工事、また、これに付随した現場付近での一時的な土石の堆積、砂利採取法や廃棄物処理法などの関係法令の許可に基づき実施する事業活動、通常の営農行為などは盛土規制法の許可は不要となっております。

次に、39ページを御覧ください。

左側のフロー図が、許可申請から工事完了までの流れを示したものです。

許可の申請前には、土地所有者等の同意や周辺住民への事前周知が必要となります。

また、工事着手後は、規模に応じて、定期報告や実施や中間検査を受け、工事完了後は完了検査を受ける必要があります。

右側の絵が、規制区域内で盛土等を行う際、許可に必要な安全基準をイメージしたものに なります。

上段に示す盛土・切土においては、擁壁の設置や盛土内に排水施設を設置すること、盛土の締固めを適切に行うことが必要となります。

下段に示す一時的な土石の堆積、土砂の仮置きにつきましても、柵の設置や空地の確保等が必要となります。

次に、40ページを御覧ください。

規制区域指定までのスケジュールについてです。

この後、7月から8月にかけて、本日お示した規制区域の案に関する市町村長への意見聴取及びパブリックコメントを実施いたします。

10月にこれらの結果を公表し、11月議会で審議をいただきました後、12月には規制区域の最終案を公表、指定開始日の告示と併せて、使用料及び手数料徴収条例の改定、規則の制定を予定しております。

今後、来年の5月の規制区域の指定及び運用開始に向け事業者を含む県民の皆様への制度の

周知・啓発を強化したいと考えております。

○松田都市計画課長 資料41ページを御覧ください。

「高千穂通りにおける回遊性と魅力の向上について」御報告します。

まず、事業の目的であります。

当事業は、宮崎駅と中心市街地を結ぶ高千穂通りにおいて、現在の道路空間を歩行者や自転車の安全で快適な通行空間や、人々が滞在しやすい空間へ再編することで、居心地がよく歩きたくなる道路空間の創出を図るものであります。

次に、事業の概要であります。

事業名は、都市局の補助事業、「まちなかウォークブル推進事業」であります。

延長は、宮崎駅前交差点からデパート前交差点間の約700メートル、全体事業費は約9億5,000万円で、事業期間は今年度から令和8年度までを予定しております。

事業内容につきましては、42ページを御覧ください。

左上が、再編後の歩道・植栽のイメージとなり、左下が、自転車道のイメージとなります。

そして、右上が、現在の断面で、右下が計画の断面となりますが、青色部分の自転車道をクスの木より車道側へ移動し、赤色部分の歩道と自転車道を分離することで安全な歩行空間を確保するとともに、あわせて、休憩施設や植栽、照明などをグリーンの部分に設置し、人々が快適に利用できる空間を整備します。

41ページに戻っていただきまして、令和6年度の予算額は5,460万円であります。

最後に、事業の効果につきましては、NTT広島ビルの再開発や宮崎市による広島通りの再整備など、県、市、事業者が一体となって滞在空間の整備を行うとともに、先ほどの施設の整

備に合わせまして、高千穂通りにおいて民間によるカフェやベンチの常設を可能とするなど、にぎわいを創出することで、まちなかの回遊性と魅力が向上し、中心市街地の活性化が図られます。

○松田建築住宅課長 委員会資料の43ページを御覧ください。

建築基準法に基づく中間検査について御説明します。

1の概要ですが、建築基準法では建築物の安全性の確保を目的として、中間検査制度が設けられており、対象建築物や検査の時期は法律で定めるもののほか、特定行政庁が地域の実情を勘案して指定を行うことができることとなっております。

全国的に不適切な工事監理による違反建築が問題となっており、令和7年4月に予定されている改正法の施行により、構造安全性等の審査が強化されることから、完了検査時に法不適合となる事案を未然に防ぎ、安全、安心な建築物が供給されるよう中間検査の対象建築物等を追加で指定するものであります。

次に、2の現在の中間検査の対象ですが、(1)は法律によるもので、階数が3以上である共同住宅の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置するものが対象となっております。

(2)は、県が特定行政庁として指定しているもので、階数が2以上の長屋または共同住宅と鉄筋コンクリート組積造を対象としております。

いずれの中間検査も、構造耐力上主要な部分の施工段階で検査を行うこととしており、中間検査に合格した後でなければ次の工程に進むことができないこととなっております。

3の今回指定する中間検査の対象であります

が、木造の建築物で2以上の階数を有し、または延べ面積200平方メートルを超えるものであります。

4の施行スケジュールであります。

令和6年7月にパブリックコメントを実施し、令和6年10月に告示を行い、令和7年4月の施行を予定しております。

○日高委員長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午前11時58分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。説明が続いておりますが、残りの説明・質疑につきましては本日の午後1時から行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 よろしいですね。御異議ございませんので、委員会は午後1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後0時59分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き説明を求めます。

○栗山高速道対策局長 高速道路対策局です。資料44ページを御覧ください。

高速道路等の整備状況、主な課題について御説明を申し上げます。

左側に図面がありまして、右側の四角の中に各項目を並べていますが、1の県内高速道路等の整備状況の丸数字が、左側の数字の図面の丸

数字と対応しておりますので、それぞれ照らし合わせて御覧いただければと存じます。

まず、一番上の段、九州中央自動車道につきまして、概要を御説明いたします。

左の図面でいきますと、①にございますように、県内の延長約53キロのうち18.2キロの区間が供用済みとなっております。

また、②～④の区間が事業中となっております。五ヶ瀬町から日之影町までの区間となっております。

このうち②の「蘇陽～五ヶ瀬東」間につきましては、昨年の11月に着工式が開催されました。今年度、令和6年度におきましては、調査設計、用地買収のほか、一部改良工事などを予定しています。

次の③の「五ヶ瀬東～高千穂」間につきましては、こちら昨年の9月に童里トンネルの工事の安全祈願祭が開催されており、本格的に工事が進んでいるところでございます。今年度、令和6年度におきましては、調査設計、用地買収補償等のほかに、先ほど申し上げました童里トンネル、また一部改良工事などを予定しています。

次に④、「高千穂～雲海橋」間ですが、こちらは昨年度から用地買収に着手しております。令和6年度におきましても引き続き、用地買収のほか調査設計等が予定されております。

また⑤、「平底～蔵田」間につきましては、今年の4月に、計画段階評価を進めるための調査の対象区間に選定されたとの発表がございました。

以上が、九州中央自動車道の状況でございます。

次に、東九州自動車道につきまして御説明いたします。

左側の図面でいきますと⑥県内の延長187キロのうち、現在154.6キロが供用済みとなっております。

この中で、昨年の3月になりますが、⑦の区間、「清武南～日南北郷」間が開通したことにより、日南市から北九州市までが、この東九州自動車道を通じて1本の高速道路で結ばれました。特に、県南地域、日南市や串間市等の観光施設では、にぎわいが見られていると伺っております。

また、唯一の未事業区間でございます⑩の「南郷～奈留」間につきましては、今年の4月、新規事業化されております。全線開通に向けて大きく前進したことで、今後より広域的にこの開通の効果が波及していくものと期待をしているところでございます。

その他、東九州自動車道につきましては、⑧の「日南東郷～油津」間で改良工事、特に広渡川とか酒谷川の合流部に係る橋梁工事などが、現在本格的に進められているところでございます。

また、⑨及び⑪、「油津～南郷」、「奈留～夏井」間につきましては、一昨年、令和4年の10月に日南市及び串間市におきまして着工式が開催されており、今後、当区間におきまして本格的に工事が進められる予定と伺っております。

続きまして、3項目めになりますが、暫定2車線区間の4車線化の状況、スマートインターチェンジの整備につきまして御説明いたします。

⑫の区間を御覧ください。「宮崎西～清武」間の中の一部3.7キロで現在4車線化の事業が、NEXCO西日本により進められています。工事は大分進んでいると伺っております。

続きまして⑬、「日向～都農」間、また「高鍋～宮崎西」間につきましては、国の4車線化の

優先整備区間に選定されています。

この中で⑭の「高鍋～西都」間の一部4.7キロにおいて、現在4車線化の事業が進められていまして、昨年の12月には着工式が開催されています。

あわせて、左の図面の⑬でございますが、紫色青色の括弧で囲っているところについて、新富町のスマートインターチェンジが現在事業中でございます。

続きまして、都城志布志道路につきまして御説明申し上げます。

都城志布志道路は、国土交通省、宮崎県、また鹿児島県による事業でございますが、このうち宮崎県が施行を担当しております区間につきましては、既に全線開通しております。国が施行している残りの区間である「都城～乙房」間が、今年度中に開通予定でございます。

以上が、高速道路に関する整備状況でございます。

続きまして、右の四角の中の下段にある課題につきまして御説明いたします。

大きく3つの項目がございますが、このうち(1)事業中区間の早期完成、また(2)「平底～蔵田」間の計画段階評価を進めるための調査の推進を課題に上げておりまして、南海トラフ地震など大規模災害の対応の観点、また物流の効率化の観点など県内の経済活動の基盤を整備する観点から、こちらを課題として上げているところでございます。

あわせて、(3)有料区間における暫定2車線区間の早期4車線化も掲げておりまして、災害時における通行機能の確保、また、平常時におきましても、時間信頼性や事故防止等の観点から、課題として上げさせていただいております。

以上、今後とも一日も早い県内高速道路の全

線開通、暫定2車線区間の4車線化を目指しまして全力で取り組んでまいります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について、資料30ページ以降、何かありましたらお願いいたします。

○山下委員 高速道路についてお尋ねします。課題にて、暫定2車線区間の早期4車線化とあるんですが、この4車線化の優先順位については、NEXCOが決めるんですか。それとも、地元や宮崎県が優先して要望した結果、決まるのか教えてください。

○栗山高速道対策局長 現在、東九州自動車道の中でも、こちらの左側の図面でいくと、⑬がございますが、「日向～都農」間、「高鍋～宮崎西」間につきましては、国により、特に優先的に4車線化をするべき区間として選定された区間です。

選定される主な理由としましては、例えば、全国的には事故の発生ですとか、あと渋滞とか、また、その地域によりまして、それぞれの課題があつて、それに照らし合わせまして、特に優先的に4車線化をするべき区間というものが選ばれているようになっております。

県内では、こちらの2区間が選ばれていまして、県が主体的に選んだというものではないところですが、国に選ばれた区間ということで、我々としましても、まずこちらの区間につきまして、しっかりと4車線化を進めていただきながら——当然、東九州自動車道はほとんどが暫定2車線の区間となっていますし、それぞれの区間で、交通事故ですとか、渋滞とかのリスクも確かにございますので、そういった区間につきましても、さらに優先整備区間として選定していただきたいということも関係機関——国・

NEXCO西日本にも訴えていきたいと考えています。

○山下委員 私は高速道路のすぐ横に住んでいるんですが、とにかくサイレンを鳴らしたNEXCOの緊急自動車が通ることが多いんです。よく緊急が起きるものだというくらい多くの緊急自動車が通るんですよ。

ですから、ここで言う⑬の「都農～日向」間の事故、「高鍋～宮崎西」間の交通が止められたりすることが多いので、恐らくこの2車線の道路は、雨がたくさん降ったら、のり面が崩れたり、いろんな災害が発生しているのかなと察するんですけども、やっぱりそういうことを見て優先したのか、それとも、地元なりの要望があって、そこが先に優先になったのか、お聞きしたところです。

○栗山高速道対策局長 「日向～都農」間、「高鍋～宮崎西」間につきましては、幾つか指標がある中で、交通事故を指標にして選ばれたとなっております。

確かに委員がおっしゃるとおり、暫定2車線区間におきましては、やっぱり4車線区間に比べましてスペースに余裕がないといったこともありまして、速度差のある車両による渋滞というか、縦列で走っているということで、当然4車線の区間に比べても交通事故のリスクは高いといった状況でございます。

そういったことから、今回この区間が優先的に選ばれたと承知しております。

○日高委員 資料41ページについて、これは僕が1期目の頃に、もう約10年前に質問させていただいて、高千穂通りをフランスやスペインのような歩道にさせていただけたらいいんじゃないかという質問をさせていただいて、形になるということを本当にうれしく思っているところで

あります。

資料42ページに、この計画の断面図があるんですが、カフェの休憩施設は、このベンチと椅子ということでもいいんでしょうか。

○松田都市計画課長 民間によるぎわい創出のためのベンチとか椅子を置くことが可能になるということなんですけれども、それ以外にも、そういった趣旨に合った施設については置くことができることになろうかと思えます。

○日高委員 置くことができるということは、常時そこに造られるということではないということなんです。

○松田都市計画課長 やはり安全が第一ですので、歩行者等に危害を加えない安全なものを設置する、そして、夜間ですとか、暗い場合にも危険が伴わないということが大前提となりますので、そういった指標で一つ一つ判断をしていくということになろうかと思えます。

○日高委員 これは、NTT広島ビル側のほうのみということなんですか。それとも、両側の歩道がこのような形になっていくんですか。

○松田都市計画課長 工事のほうは、今NTT前を優先して行うこととしております。ただ、事業区間は、駅からデパート前までの700メートル区間ですので、両側全線をそういった形で整備するということとなります。

○日高委員 とても楽しみにしております。将来は、高千穂通りを電気自動車しか通れない通行区域だったりとか、そういうことをいろんなところでもやっていますので、いろんなことを計画して造っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○安田委員 資料30ページの指定管理者についてであります。学校法人宮崎総合学院が令和7年度までということでありまして、新たにまた

指定管理者を募集するということでもありますけれども、この学校法人宮崎総合学院以外に事業者はいるのか教えてください。

**○鬼塚管理課長** 指定管理に応募していただく事業者がいるのかどうかということですが、やはりこの指定管理は、施設の管理運営だけではなくて、土木建設、土木技術者の教育というところもあるものですから、なかなか、その参加には難しいところもあるんですけれども、ただ県内には宮崎総合学院のような、専門学校を運営しているような事業者もあるものですから、そういったところに手を挙げていただくというところに期待をしているところです。

また先ほど施設運営と言いましたけれども、施設運営をする事業者と、教育をする事業者、グループ会社としても申請ができますので、そういったところを期待しているところでございます。

**○安田委員** 分かりました。令和2年度以前は、何か所か手を挙げた事業者がいるんですか。

**○鬼塚管理課長** 当初から宮崎総合学院のみが応募をしてきておりまして、ただ説明会には、第1期のときは8社来ていただいたりとか、第2期のときには2社来ていただきました。

**○安田委員** 分かりました。1社以上あるということで理解しました。

**○鬼塚管理課長** そのように考えております。

**○山下委員** 盛土規制についてお尋ねします。

できるのでよいなと思う反面、今度は非常に厳しい規制がかかろうとしております。ここに許可申請から工事完了までの流れがあるんですけれども、許可申請をして着手できるまでの期間というのは大体どれくらい——要するに工事をしていいよという期間はどれくらい見込んでいますか。こういう業界の仕事になると、申請

してからなかなか許可が下りてこないという話をよく聞くのですが。

**○植村技術企画課長** 正式に申請書を提出する前の事前の相談という段階もあると思うのですが、そういったやり取りも含めて、なるべくスムーズにやるという前提で考えていますけれども、実際業務が始まってみないと、分からないところもございまして、基本的には速やかにという形で進めると考えています。

**○山下委員** 今回の要件を見ると、1メートル以上の高さになると、全て周辺の同意から何かを要するというような状況なので、恐らくこの法律はかなり周知してあげないといけないと思います。土木業者ではなくても普通の民間の人で、リースでユンボを借りたりしてやる人たちがたくさんいらっしゃいますので、そういう人たちは全くこういう規制を知らなくて、自分の土地だからということで勝手にやる可能性はかなりあると思います。

ですから、そこあたりの周知も徹底してもらわないと、後々で罰則が適用されたということになったら非常に気の毒だと思いますが、そこあたりはどうなのでしょう。

**○植村技術企画課長** すみません。先ほどの申請からの期間は、国からは30日程度が望ましいということで、一応目安としては示されているようです。

今委員がおっしゃった周知の仕方につきましては、例えば、この後パブコメをする際には、新聞とかマスコミにお願いして周知するとか、各土木事務所単位で、市町村の建設関係だけではなくて農林関係の課長等も集めて説明会を開催したりとか、いろんな形で周知していく必要があるかと思います。例えば、市町村の広報誌にも掲載していただくとか、まずは行政のみ

ならず市民の方も監視の目が働くような、そういった環境づくりが大事かなということで、周知徹底には力を注ぎたいと考えています。

○山下委員 それでないと、やっぱり今までが自分の土地を自分で盛土するくらいは許可も要らないという流れで来ているから、法律を知らなくてやる人が出てくる可能性は十分にあると思いますので、よろしく願いしておきます。

○日高委員長 その他でも構いません。もし何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、ないようですので、以上をもって県土整備部を終了いたします。

暫時休憩します。

午後1時20分休憩

---

午後1時26分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日20日木曜日に行いたいと思います。開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 ないですね。

それでは、以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後1時26分散会

令和6年6月20日(木曜日)

---

午後0時59分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	日高利夫
副委員	長	今村光雄
委員		外山衛
委員		日高陽一
委員		山下寿
委員		安田厚生
委員		本田利弘
委員		松本哲也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	岩下恵美
総務課主任主事	徳永采香

---

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお伺いしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後1時00分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

一括採決とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案

第6号、議案第13号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第6号、議案第13号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目及び内容について御要望等がありましたら、お願いします。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時6分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまのような意見等を参考にさせていただきながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、7月17日水曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

---

午後1時8分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、7月17日水曜日の閉会中の委員会につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は7月19日、金曜日に開催を予定しております。当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うこととなっております。

この報告につきましては、お手元に配付の委員長報告骨子案を基に行いたいと思っておりますので、特別何か御意見がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、総会における委員長報告の詳細については正副委員長に御一任をいただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から全員協議会で総会における委員長報告を協議し、午後は1時30分から基調講演、そして、午後2時10分か

ら総会となりますので、よろしくお願いたします。

次に、10月22日火曜日から25日金曜日に予定されております県外調査について御意見・御要望等を伺いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

---

午後1時17分再開

○日高委員長 では、委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、7月17日の閉会中の委員会で、また資料を提出させていただきたいと思っておりますので、改めて御意見をよろしくお願いたします。

それでは、最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時18分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 日 高 利 夫

